

教職課程 履修事前調査書

記入日 年 月 日

| | | |
|------|--|-------|
| フリガナ | | 生年月日 |
| 氏名 | | 年 月 日 |

- ① 今回、科目等履修生になって、取得を希望する免許状（種類・教科）を記入してください。

中学校 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」
高等学校 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」

- ② すでに取得済みの免許状がある場合は、その種類・教科を記入してください。

中学校 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」
高等学校 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」、 1種・専修 教科「 」

- ③ 2025年度に「教育実習」の履修を希望しますか？

希望する場合は、2025年度は、教育実習の1年目になりますか？ それとも2年目ですか？
該当する□をチェックしてください。

※ 教育実習については、原則として1年目に事前指導（「教育実習Ⅰ」）を受け、2年目に現場実習を行い、事後指導（「教育実習Ⅱ」）を受けます。このため、教育実習の単位を修得するためには2年間かかります。

- 2025年度に教育実習の履修は希望しない、もしくはすでに単位を修得している。
 2025年度に教育実習の履修を希望する。 → 2025年度は教育実習の1年目
→ 2025年度は教育実習の2年目

- ④ 「介護等体験」について、該当する□をチェックしてください。

※ 本学で介護等体験を行うためには、①体験前年度に所定の手続きを行い、かつ、②体験前年度までに前提条件科目（本学が開設する「特別支援教育概論」（2015年度以前は「障害児教育論」）又は「福祉と社会教育」のいずれか）を修得していなければなりません。

- すでに体験済み。（7日間）
 2025年度に体験を予定している。（注：履修前提条件科目を修得済みであることが必要。）
 2025年度以降に体験を希望する。 → 前提条件科目は修得済みである。
→ 前提条件科目はこれから修得する。
 介護等体験は希望しない。

- ⑤ 「教職実践演習」（「教職に関する科目」の必修科目）の履修を希望しますか？

※ 既に「教職実践演習」を修得済の場合、または、2012年度以前に免許法施行規則（平成10年改正法）に定められている科目区分「総合演習」に該当する科目を修得済の場合は、「教職実践演習」の修得は不要です。

- 「教職実践演習」の履修を希望する。
 「教職実践演習」の履修を希望しない。 → 「教職実践演習」を修得済。
→ 「総合演習」を2012年度以前に修得済。
→ その他()

裏面に続く

【重要】

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」が平成 29 (2017) 年 11 月 17 日に公布され、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行されました。2019 年度以降在籍の科目等履修生は、全て、新法（新カリキュラム）が適用されることとなりました。

法改正により旧課程との変更点は以下の内容です。

⑥ 法改正により 2019 年度以降に在籍する科目等履修生から、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目【本学では「特別支援教育概論」(2015 年度以前は「障害児教育論」)】が必修になりました。以下の科目は修得済みですか？

- すでに「特別支援教育概論」(2015 年度以前は「障害児教育論」)を修得済み。
- これから「特別支援教育概論」を（ 年度）に履修予定。

⑦ 法改正により 2019 年度以降に在籍する科目等履修生から、新設科目「総合的な学習の時間の指導法」が、必修になりました。何年度に履修しますか？

- すでに修得済み。
- (年度) に履修予定。

⑧ 法改正により 2019 年度以降に在籍する科目等履修生から、「各教科の指導法」が中学校一種免許状は8 単位、高等学校一種免許状は 4 単位の修得が必要になります。取得希望の免許状種で現在の単位修得状況を教えてください。

中学校免許の教科教育法（各免許状種で 8 単位必修）

- ・(科) は (単位) 修得済み。
- ・(科) は (単位) 修得済み。
- ・(科) は (単位) 修得済み。

中学校免許の教科教育法は修得していない。

高等学校免許の教科教育法（各免許状種で 4 単位必修）

- ・(科) は (単位) 修得済み。
- ・(科) は (単位) 修得済み。
- ・(科) は (単位) 修得済み。

高等学校免許の教科教育法は修得していない。